

指標 4.a.1

指標名、ターゲット及びゴール

指標 4.a.1 基礎的サービスを提供している学校の割合（サービスの種類別）

ターゲット 4.a 子ども、障害及びジェンダーに配慮した教育施設を構築・改良し、全ての人々に安全で非暴力的、包摂的、効果的な学習環境を提供できるようにする。

ゴール 4 全ての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する

定義及び根拠

○ 定義

以下の施設・設備へのアクセスが可能な、教育段階別（初等教育、前期中等教育、後期中等教育）の学校の割合。

(a) 電気、(b) 教育目的のインターネット、(c) 教育目的のコンピュータ (d) 障害を持っている学生のための適切な設備・教材、(e) 基本的な飲料水、(f) 男女別の基本的なトイレ、(g) 基本的な手洗い設備

○ 概念

電気とは、教育目的で ICT インフラを適切かつ持続可能に利用できるような、定期的かつ容易に利用可能な電源（例えば、送電網、送電線、風力発電、水力発電、太陽光発電、燃料発電機等）を意味する。

教育目的のインターネットアクセスとは、学習者の教育ニーズに従って、コンピュータ又は他の装置を介して教材を配信するためのインターネットの使用を指す。アクセスとは、インターネットが教育や学習を強化するために利用可能であり、生徒がアクセスできることを意味する。インターネットは、世界的に相互接続されたコンピュータネットワークとして定義されており、使用されているデバイスに関係なく、ワールドワイドウェブを含む多数の通信サービスへのアクセスを提供し、電子メール、ニュース、エンターテインメント及びデータファイルを運ぶ（すなわち、携帯電話、タブレット、PDA、ゲーム機、デジタルTVなどを介してアクセスすることも可能である）。アクセスは、固定ナローバンド、固定ブロードバンド、またはモバイルネットワーク経由で行うことができる。

教育目的のコンピュータとは、課程の提供又は独立した授業及び学習ニーズをサポートするためにコンピュータを使用することを意味する。これには、コンピュータを使用して研究目的の情報ニーズを満たし、プレゼンテーションを作成し、実践的な演習と実験を行い、情報を共有し、教育目的でオンラインディスカッションフォーラムに参加する活動が含まれる。

これには、デスクトップコンピュータ、ラップトップコンピュータ、タブレットが含まれる。

適切な設備（インフラストラクチャー）は、さまざまなタイプの障害を持つユーザーを含めて、すべてのユーザーがアクセスできる教育施設に関連する構築された環境として定義され、使用及び退出にアクセスできるようになっている。アクセシビリティには、独立したアプローチ、入退室、建物やそのサービスと施設（水道やトイレなど）の使用の容易さが含まれる。それらは、建物内のすべての潜在的な利用者が活動している間に、個々の健康、安全、福祉を保証するものである。

適切な教材には、障害のある生徒や教師が学習にアクセスし、学校環境に完全に参加するための学習教材や補助製品が含まれる。

利用可能な学習教材には、教科書、教材、評価書のほか、オーディオ、点字、手話等、障害のある生徒や教師が使用できる適切なフォーマットで提供される教材が含まれる。

基本的な飲料水は、学校の時間帯にすべての利用者がアクセス可能な敷地及び水域またはその周辺に機能的飲料水源（MDGの「改善された」カテゴリー）として定義されている。

男女別の基本的な衛生設備（トイレ）は、敷地内又はその近くで男性と女性のために分離された機能衛生施設（MDGの「改善された」カテゴリー）と定義されている。

基本的な手洗い設備は機能的な手洗い設備と定義され、石鹸と水は、すべての女児及び男児に利用可能なものである。

○ 根拠及び解釈

本指標は、学校においてすべての学生にとって安全で効果的な学習環境を確保するために必要な基本的サービス及び施設・設備へのアクセスのレベルを測定するものである。この指標の値が高いことは、すべての学生に安全で効果的な学習環境が提供されていることを示し、理想的には、すべての学校において上記サービスや施設・設備が提供される必要がある。

データソース及び収集方法

(a) (d) (e) (f) (g)

学校においてこれらの設備等が利用可能であるかを直接的に調査した統計データは存在しない。

(b) (c)

「学校における教育の情報化の実態等に関する調査」

算出方法及びその他の方法論的考察

○ 算出方法

(a) (e)

学校保健安全法(School Health and Safety Act)に基づき、学校における環境衛生に係る事項について、児童生徒等及び職員の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準として学校環境衛生基準(Standards for Sanitation of School Environment)が定められており、その中でこれらの設備等の設置を前提とした上で、照明や飲料水に関する基準が定められている。また、学校施設の計画及び設計における留意事項を示した小学校施設整備指針 (the Guidelines for Designing School Facilities) 及び中学校施設整備指針においても、これらの設備等の設置を前提とした上で、更に詳細な留意事項を記載していることから、これらの設備等が100%設置されていることは自明である。

(b) (c)

我が国においては、全国の公立学校（小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校）を対象とした「学校における教育の情報化の実態等に関する調査」により、学校におけるICT環境の整備状況等の調査を毎年実施している。

インターネット接続率は以下のように与えられる。

インターネット接続率 = $b \div a$

a: 公立学校数 b: インターネット接続学校数

児童生徒一人あたりの学習者用コンピュータ台数は以下のように与えられる。

児童生徒一人あたりの学習者用コンピュータ台数 = $b \div a$

a: 公立学校児童生徒数 b: 学習者用コンピュータ台数

以下は2023年以前のデータに関する説明。

超高速インターネット接続率は以下のように与えられる。

超高速インターネット接続率 = $b \div a$

a: 公立学校数 b: 30Mbps 以上のインターネット接続学校数

教育用コンピュータ 1 台当たりの児童生徒数は以下のように与えられる。

教育用コンピュータ 1 台当たりの児童生徒数 = $a \div b$

a: 公立学校児童生徒数 b: 教育用コンピュータ台数

(d)

我が国においては、障害を有する児童生徒の教育を受ける権利を保障するため、学校教育法（Basic Act on Education）第80条で都道府県に特別支援学校

(school for special needs education) の設置義務を課している。当該規定に基づき、各都道府県において必要な特別支援学校が設置されていることから、これらの設備等が100%設置されていることは自明である。

(f) (g)

学校教育法に基づき、小学校を設置するのに必要な最低の基準として小学校設置基準 (Standard for Establishment of Elementary School) が定められており、その中で「小学校の施設及び設備は、指導上、保健衛生上、安全上及び管理上適切なものでなければならない」とされている (中学校も同様)。また、学校施設の計画及び設計における留意事項を示した小学校施設整備指針及び中学校施設整備指針においても、これらの設備等の設置を前提とした上で、更に詳細な留意事項を記載していることから、これらの設備等が100%設置されていることは自明である。

○ コメントと限界

「データソース、収集方法」の項目にも記載がある通り、学校における (a) (d) (e) (f) (g) の設備については、設置されていることを前提とした便房種別 (toilet style) 等の統計データは存在するものの、設置されていることが自明であることから、設備の設置状況そのものの統計データは存在しない。

データの詳細集計

なし

参考

学校における教育の情報化の実態等に関する調査(文部科学省 HP)

https://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/chousa01/jouhouka/1259933.htm

データ提供府省

文部科学省

関連政策府省

文部科学省

担当国際機関

ユネスコ統計研究所 (UNESCO-UIS)